

令和2年11月13日

狩猟のお知らせについて

下記の期間で、島内外から狩猟免許を所持した方がイノシシ、カ モ等を撃ちに来られます。安全には十分に注意をしていただいてお りますが、不要な野山の立ち入りは控えてください。また、田畑の 作業の際にはご注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

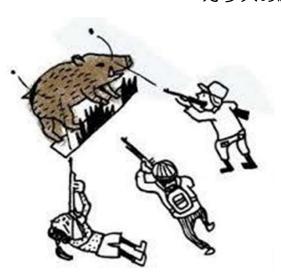
記

狩猟期間:令和2年11月15日から令和3年2月15日

※鳥獣保護法管理法施行規則

長崎県では、イノシシの狩猟期間を 3月15日まで 延長しています。

※なお、町では、有害鳥獣に指定されているイノシシ・カラスの駆除については通年、許可をしております。



扣当: 役場産業振興課農林係